		十一	試掘権の移転の登録	
		十二	設定の登録がされていない試掘権についてする処分の制限の登録	
	信託に関する登録	十三	信託の登録	

ロ　その他の地一般承継により試掘者の一般承継人の合併後存続する法人の合併前の試掘者が申請するときは、法人の合併をしたことを証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	ロ　その他の地一般承継により試掘者の一般承継人の合併後存続する法人の合併前の試掘者が申請するときは、法人の合併をしたことを証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	ロ　その他の地一般承継により試掘者の一般承継人の合併後存続する法人の合併前の試掘者が申請するときは、法人の合併をしたことを証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）		
ハ　令第三十五条第二号に掲げる者が申請するときは、試掘権を有することを確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）によって確認されたことを証する書面	ハ　令第三十五条第二号に掲げる者が申請するときは、試掘権を有することを確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）によって確認されたことを証する書面			
ニ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員作成の書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）又はこれに準ずるもの	ニ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員作成の書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）又はこれに準ずるもの			
ホ　許可試掘区域図	ホ　許可試掘区域図			

イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託であつて、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書（公証人の作成した公正証書に限る。）又はこれに準ずるもの（これらについては、その謄本）又は同項第二号の通知をした書面及び同号の通知をしたことを証する書面	イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託であつて、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書（公証人の作成した公正証書に限る。）又はこれに準ずるもの（これらについては、その謄本）又は同項第二号の通知をした書面及び同号の通知をしたことを証する書面			
ロ　登録原因を証する書面	ロ　登録原因を証する書面			
イ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員作成の書面（これに準ずるものを含む。）	イ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員作成の書面（これに準ずるものを含む。）			
ロ　登録原因を証する書面	ロ　登録原因を証する書面			
イ　登録原因を証する書面	イ　登録原因を証する書面			

ロ　イに規定する信託に係る信託以外の信託の登録	ロ　イに規定する信託に係る信託以外の信託の登録			
ハ　登録原因を証する書面	ハ　登録原因を証する書面			
信託目録に記録すべき事項	信託目録に記録すべき事項			

	十四	十五		
	信託財産に属する試掘権の受託者の変更について第一項の規定により新たに選任された受託者が単独で申請するもの（令第四十二条第一項の規定により受託者を証する書面（これに準ずるものを含む。）に限る。）	信託財産に属する試掘権について第一項及び十七の項の変更の登録（次項及び第十七の項の登録を除く。）		
ロ　令第四十二条第一項に規定する任意に受託者となつたこと及び受託者が選任されたことを証する書面（これに準ずるものを含む。）	イ　令第三十九条第一項第二号の定めのある信託財産に属する試掘権の変更の登録を申請する場合において、申請人が同号の信託財産の定めに係る条件又は方法についてされた定めにより指定され、又は変更された受益者であることを証する書面			
ハ　事項	ロ　信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する試掘権の変更の登録を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、次に掲げる書面			
	(1)　当該受益権が発行されていない受益証券　当該受益者が受益者であることを証する書面			
	(2)　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第百五十一条第二項に規定する振替受益権について同法第百二十七条の二十第一項の規定により交付を受けた同法第百二十七条の二十第一項の規定により交付を受けた書面			
	(3)　当該受益者が信託法第百八十七条第一項の法第百八十五条第二項の受益者の定めのある信託の受益者であるときは、同法第百八十七条第一項の法第百八十五条第二項の受益者の定めのある信託の受益者であることを証する書面			